

静岡県 の 明治天皇聖蹟

はじめに

昭和二十三年（一九四八）六月二十九日、文部大臣森戸辰男は「史蹟名勝天然紀念物保存法第一条によって指定した左記史跡の指定を解除する」と告示した（文部省告示第 六四号）。そして「左記史跡」として、北海道札幌市北七条の明治天皇札幌御小休所はじめ指定解除された三七七件の聖蹟の名称と所在地を府県別に列挙した。静岡県では、次の一件が記された。その場所を京都方面から配列すると、以下になる（市町村名は解除当時、年号は指定年月日、号数は文部省告示）。

- ① 新居行在所及旧趾（浜名郡新居町・引佐郡奥山村 昭和八年十一月二日 313号）
- ② 舞阪御小休所（浜名郡舞阪町 昭和十年十二月二日 400号）
- ③ 中町御小休趾（浜名郡中ノ町 昭和二十年二月二十二日

34号）

- ④ 掛川行在所（小笠郡掛川町 昭和八年十一月二日 313号）
- ⑤ 島田行在所（志太郡島田町 昭和十年十一月二日 400号）
- ⑥ 静岡行在所（静岡市追手町 昭和十六年十二月十三日 860号）

- ⑦ 旧静岡御用邸（静岡市追手町 昭和八年十一月二日 313号）
- ⑧ 興津行在所（庵原郡興津町 昭和八年十一月二日 313号）
- ⑨ 由比御小休所（庵原郡由比村 昭和十六年十二月十三日 860号）

- ⑩ 三島行在所趾（三島市 昭和二十年二月二十二日 34号）
- ⑪ 三ツ谷新田御小休所（三島市 昭和十六年十二月十三日 860号）

これらは大正八年（一九一九）の史蹟名勝天然紀念物保存法に基づいて、昭和の戦前期に指定されたものであった。①は浜名郡新居町に行在所があったが、引佐郡奥山村方広

小田部 雄 次

寺に御座所が移築されたため、二カ所で一件になっている。

史蹟名勝天然紀念物保存法の第一条には「本法を適用すべき史蹟名勝天然紀念物は内務大臣之を指定す」とあり、その第二項に「必要あるときは地方長官は仮に之を指定することを得」とある。指定された史蹟名勝天然紀念物は、現状の変更などが禁じられ、違反者は「六月以下の禁錮若しくは拘留又は百円以下の罰金若しくは科料」に処された。

こうした保存法制定の背景には、ドイツなどの文化財保護を意識した徳川頼倫侯爵を会長とした史蹟名勝天然紀念物保存協会による啓蒙活動があった。同会は雑誌『史蹟名勝天然紀念物』を第一次世界大戦が勃発した大正三年（一九一四）に創刊し、会長の徳川頼倫は巻頭で「郷土の保存を周知せしめ、郷土の美を愛護せしむべき好時期」と述べた。つまり、史蹟名勝保存による愛国心伸長を求めたのであり、同雑誌は明治天皇の遺蹟調査を特集したりした。また当時、東京帝国大学助教教授兼史料編纂官であった黒板勝美は伝説的な史蹟遺物の保存を主張しており、同時代のドイツに学んで国民教化の手段として史蹟名勝保存を意識していた。国民教化は日露戦争後の地方改良運動とも連携して、内務省による史蹟名勝保護へと発展した。そして、明治天皇の史蹟名勝、つまり聖蹟保存は、昭和三年（一九二八）に史蹟名勝天然紀念物の管理が内務省から文部省に移

管して以降本格化し、昭和十五年（一九四〇）の紀元二六〇〇年祭につながる精神運動のさきがけの意味を持つようになる。もともと、静岡の場合、昭和十七年に三件、昭和二十年に二件と、全体の半数が紀元二六〇〇年祭よりも後に指定されている。

この間、聖蹟の調査報告書も数多く刊行され、代表的なものとしては文部省『明治天皇聖蹟』（史料調査報告第八輯（第一二輯））があり、図版や写真が豊富に掲載されている。『明治天皇聖蹟』と比べて『歴代天皇聖蹟』（同 第一二輯）ははるかに分量が少ないのだが、明治天皇以前の歴代天皇で京都奈良以外の地域をくまなく行幸した天皇がいなかったことを思えば当然の結果かもしれない。この差は、明治維新後に近代国家の元首となった明治天皇の功績の大きさを思わせるに十分な意味を持ったともいえる。この文部省『明治天皇聖蹟』には、静岡県の聖蹟として、第八輯に旧静岡御用邸、興津行在所、掛川行在所、第十輯に島田行在所、舞阪御小休所の計五件が掲載された。

そのほか、戦前に各県が編纂した聖蹟誌も数多く、新潟県、大阪府、宮城県、岡山県、福島県、千葉県、長崎県、秋田県、東京府、群馬県などの記録が残されている。

こうした明治天皇聖蹟の研究は、明治天皇巡幸の一環として把握されて、いくつかの論文が発表されてきた。また、

聖蹟そのものを直接の対象とした地域史的研究としては、すでに高木博志が奈良県⁽⁴⁾、北原糸子が東京府⁽⁵⁾、寺寄弘康が神奈川県⁽⁶⁾、打越孝明が京都、大阪、熊本、富山、日光などの事例をとりあげている⁽⁷⁾。

これらの聖蹟の歴史的意義について、多くは国民統合に果たした役割をあげる。明治天皇聖蹟が指定されたのは、主に昭和八年（一九三三）から同十二年（一九三七）にかけてであった。その後の歴史的過程から推しても、社会全体の国家主義的傾向が高まり、国防国家建設への道が加速化した時期であり、そのための一施策であると考えるのが一般的である。当時の朝日新聞からも、「明治天皇聖蹟第一次発表記念講演会 日比谷公会堂」（一九三三年一月三日）、「明治天皇を偲び奉る 輝く墨堤の聖蹟 あす記念碑除幕式」（一九四一年二月二四日）など、明治天皇聖蹟の顕彰が進められていたことがわかる。昭和十二年（一九三七）三月の貴族院本会議では阪谷芳郎男爵が「旧議事堂は長くも明治天皇が屢々臨幸遊ばされたる聖蹟で最も大切なものである。国体観念を涵養するために国体館を建設することは適切」と主張していた（『朝日新聞』一九三七年三月二四日）。聖蹟指定は、確かに国民教化を目的とした精神運動の面が強く、たんに老朽化し、記憶から希薄化する施設を保護するという目的以上の国民統治的意味をふくんでいた。

また、こうした意義のほかに、たとえば北原糸子は「いまなお、あちこちに存在する明治天皇聖蹟指定の記念石標が、周囲の状況と不調和にもかかわらず、存在していることについての疑問」が「もつとも単純素朴にして初念の動機である」と述べた。しかも、多くの石標が破壊されることなくそれ自体があたかも文化財であるかのように存在していることに、「戦前の天皇制に対して、地域社会が一体となつて言葉や行動で表明することを憚る、無言の態度表明が示されている」と論じ、現存する旧聖蹟の戦後史的意味に踏み込もうとした。そして、北原は「否定されるべき歴史であつても、史実としての事実は記録しておくべき」との立場から、自国の「否定されるべき」過去に向き合う姿勢をとった⁽⁸⁾。金子淳もまた、敗戦と戦後の占領改革を経る中で指定解除された聖蹟であるが、純粋な学問上の調査研究として進めにくい分野であると指摘している⁽⁹⁾。

こうした研究上の制約はあるが、本稿では聖蹟指定の過程や、指定解除後の現況などを近現代史研究の文脈に位置づけながら整理してみる。特にその聖蹟指定に関わった地域の行政機関や民間団体、住民らの意識や動向は興味深い。また消滅しつつある歴史遺跡をどのように発掘しどのような顕在化させるのか、その過程にはどのような問題が生じたのかという事象の解明も重要である。とりわけ本稿が対

象とする静岡県域は、幕藩時代には幕府の直轄地があるなど、徳川家の影響力が強い地域である。また幕藩体制を支えた基幹道路である旧東海道が通り、宿場の数も多かった。しかし、明治三年（一八七〇）に本陣の制度が廃止され、さらに明治二十二年（一八八九）七月一日に鉄道（東海道線）が全線開通して旧東海道筋は主要幹線からはずれていった。明治天皇も鉄道開通後は、旧東海道筋を行幸することはなく、鉄路による全国行幸の途次に静岡市で一泊するだけとなった。しかも、静岡県域が東京と、名古屋や大阪、京都の中間に位置するため、鉄道開通に伴う幹線経路の変化が激しく、明治天皇聖蹟保存運動が盛んになりかつ聖蹟指定を受けるようになる大正から昭和初期にかけて、旧街道筋は大きく変化してしまった。かつての行幸での小休、野立、宿泊などの地は経済変動などから所有者を変え、建物は老朽化したり、火災の被害を受けたりしたのも多かった。こうした維新後の幹線の近代化にともなう変化はその後も進行し、現在にいたるまでも続いている。衰退した旧宿場などを観光資源開発などで巻き返しを図る事例もあるが、近代化の波には勝てないというのが実情である。明治天皇が東幸することにはじまった近代化が、その東幸の経路の住民の伝統と生活を衰退させるというパラドクスが今も続いている。

こうした静岡県域における指定聖蹟の特徴は、北原が調査した東京都と比べると、より顕著である。北原は「東京の場合には、木戸邸、西郷邸、三条実美別荘対欧荘、水戸徳川邸、芝離宮址、あるいは天皇の健康維持から兼ねて何度も行った兎狩りなどの際の小休所など、全国への巡幸時の行在所とは異なる性格の史跡が大半を占めていた」と指摘する⁽¹⁰⁾。対して静岡の場合、明治元年から二年に、明治天皇は全国巡幸に先がけて旧街道筋を三度も通過していたのである。その後、明治十一年の北陸東海巡幸の際に四度目の通過をする。

ところで、静岡県聖蹟の全体像については、昭和十二年五月二十五日刊行の静岡県『静岡県史蹟名勝天然紀年物調査報告（特別号）第十一集 明治天皇聖蹟』（以下『昭和十二年聖蹟』と略す）が詳しく、その数は同一場所を一件とすると八二件におよぶ（表1「静岡県下 明治天皇聖蹟一覧」）。さらにその後の行幸における二件（三件中一件は「平尾清一郎方」であり、鉄道開通前のそれと同一場所とみなした）が加わる（表2「鉄道開通後の聖蹟一覧」）。その総数八四件から一件が指定されるのであるが、その基準はどういうところにあったのだろうか。⁽¹¹⁾

指定担当者であった文部省嘱託の古谷清は、昭和八年（一九三三）の第一次指定において、①顕著な聖徳事蹟であ

表1 「静岡県下 明治天皇聖蹟一覧」(明治元年～明治11年)

郡・市	村	指定	明治元年東幸		明治元年還幸		明治2年再東幸		明治11年巡幸		場所数
			種別	滞在地	種別	滞在地	種別	滞在地	種別	滞在地	
浜名郡	白須賀		小休	大村庄左衛門	小休	大村庄左衛門	小休	大村庄左衛門			1
	同		野立	潮見坂							2
	同								小休	三浦惣治郎	3
	大倉戸		野立								4
	新居	○	昼・泊	飯田武兵衛	昼	飯田武兵衛	昼	飯田武兵衛	昼	飯田武平	5
	舞阪	○	小休	宮崎伝左衛門	小休	宮崎伝左衛門	小休	宮崎伝左衛門	小休	宮崎伝一郎	6
	坪井		野立								7
	篠原		小休	鈴木喜兵衛	小休	鈴木喜兵衛	小休	鈴木喜兵衛			8
	増楽		野立	(松林)							9
浜松市	浜松		昼・泊	杉浦助右衛門	泊	杉浦助右衛門	泊	杉浦助右衛門	泊	28 国立銀行	10
浜名郡	永田		野立	(松林)							11
	中ノ町	○							小休	治河協力社	12
磐田郡	池田		小休	市川伊平次	小休	市川伊平次	小休	市川伊平次			13
	西の島								小休	熊谷昇	14
	下万能		野立	(五郎兵衛畑地)							15
	見付		昼	三郎右衛門	昼	三郎右衛門					16
	見付						小休	鈴木孫兵衛			17
	見付								昼	植村新一郎	18
	三ヶ野		野立								19
	袋井		小休	田代八郎左衛門	小休	田代八郎左衛門	昼	田代八郎左衛門			20
	川井								小休	一木喜三司	21
	原川		小休	伊東又左衛門	小休	伊東又左衛門	小休	伊東又左衛門	小休	伊東幸三郎	22
	掛川		泊	沢野弥三左衛門	泊	沢野弥三左衛門	泊	沢野弥三左衛門			23
	南西郷	○							泊	山崎千三郎	24
	千羽		小休	友八							25
	日坂		小休	片岡金左衛門	小休	(日坂本陣)					26
	日坂						小休	大沢富三郎	小休	大沢富三郎	27
	佐夜鹿		小休	小泉忠左衛門	小休	(御用所)	小休	小泉忠左衛門	小休	小泉忠六郎	28
	榛原郡	金谷	野立	(金谷台)					野立	(金谷台)	29
		金谷	昼	佐塚佐次右衛門	小休	佐塚佐次右衛門	昼	佐塚佐次右衛門			30
		金谷							小休	山田治三郎	31
	志太郡	島田	小休	村松九郎次	小休	村松九郎次	小休	村松九郎次			32
		島田	○						昼	秋野平八	33
		三軒屋	小休	増田太郎八							34
		上青島							小休	増田藤吉	35
		藤枝	泊	村松伊右衛門	昼	村松伊右衛門	泊	村松伊右衛門			36
		藤枝							泊	岡崎平四郎	37
		八幡	野立	(八幡社)							38
		岡部	小休	内野九兵衛	小休	内野九兵衛	小休	内野九兵衛			39
		内谷							小休	杉山喜平次	40
		(宇津谷峠)							小休	隠道詰所	41
	安倍郡	宇津ノ谷	小休	石川忠左衛門					小休	石川忠左衛門	42
		鞠子	小休	藤波市郎右衛門	小休	藤波市郎右衛門	小休	藤波市郎右衛門			43
		(長田)							小休	横田治作	44
	静岡市	大里	小休	宮崎五郎左衛門					小休	安倍川橋渡	45
		府中	昼	小倉平左衛門	泊	小倉平左衛門	昼	小倉平左衛門			46
		(伝馬)							泊	平尾清一郎	47
		(追手)							臨幸	静岡県庁	48
		(追手)							臨幸	物産陳列場	49
		(追手)							臨幸	静岡師範学校	50
		(追手)							臨幸	静岡裁判所	51
		小吉田	小休	稲葉源右衛門	小休	稲葉源右衛門	小休	稲葉源右衛門	小休	稲葉彦太郎	52

当時の地名		指定	明治元年東幸		明治元年還幸		明治2年再東幸		明治11年巡幸		場所数
郡・市	村		種別	滞在地	種別	滞在地	種別	滞在地	種別	滞在地	
清水市	江尻		泊	寺尾与右衛門			泊	寺尾与右衛門			53
	江尻				小休	野村戸作			小休	野村通太郎	54
庵原郡	興津		小休	手塚十右衛門	昼	手塚十右衛門					55
	清見寺	○					小休	清見寺	昼	清見寺	56
	倉沢		小休	川島幸七	小休	川島幸七	小休	川島幸七	小休	川島半七	57
	由比	○	小休	由比郷右衛門	小休	由比郷右衛門			小休	由比郷右衛門	58
	蒲原		昼	平岡久兵衛	泊	平岡久兵衛	昼	平岡久兵衛			59
	蒲原								泊	谷伊兵衛	60
	岩淵		小休	斎藤億右衛門	小休	斎藤億右衛門	小休	斎藤億右衛門	小休	斎藤億右衛門	61
富士郡	平垣		野立	(東八幡)							62
	松岡								小休	佐野清七	63
	吉原		泊	長谷川八郎兵衛	昼	長谷川八郎兵衛	泊	長谷川八郎兵衛			64
	吉原								小休	山本作兵衛	65
	(元吉原)		野立	(愉快入口松林)							66
	柏原		小休	浮島理右衛門	小休	浮島理右衛門	小休	浮島理右衛門			67
	柏原新田								小休	高木藤八	68
	助兵衛新田		野立	(助兵衛新田)							69
	原		小休	渡辺平左衛門	小休	渡辺平左衛門	小休	渡辺平左衛門	昼	渡辺太郎次郎	70
駿東郡	小諏訪		野立	(源右衛門畑地)							71
沼津市	沼津		昼	清水助右衛門	小休	清水助右衛門	昼	清水助右衛門			72
	沼津								小休	中村九十郎	73
駿東郡	長沢		野立	(喜勢川橋之下)							74
田方郡	三島	○	泊	樋口伝左衛門	泊	樋口伝左衛門	泊	樋口伝左衛門			75
	三島								臨幸	三島神社	76
	三島								泊	世古六太夫	77
	三ツ谷新田		小休	伊左衛門	小休	伊左衛門	小休	伊左衛門			78
	三ツ谷新田	○							小休	三ツ谷学校	79
	山中新田		野立	(七兵衛見晴)							80
	山中新田		小休	広野助左衛門	小休	広野助左衛門	小休	広野助左衛門	小休	広野助左衛門	81
	山中新田		野立	(要蔵見晴)	小休	(石割坂)	小休	(石割坂)			82

ること、②行在所たる建物は原位置がよく保存され指定に支障がないこと、③一府県につき二、三件ずつ調査の上選定したこと、④今後も調査を重ねて指定するつもりであること、を条件として全国で八六件を選定したと説明した。⁽¹²⁾

しかし、静岡県域で指定された一一件の聖蹟の事例を調べると、古谷のこうした説明とは別の、言外に伏せられた理由もあったように思われる。たとえば静岡で指定された聖蹟をみると、その多くは行在所であり、しかも明治十一年(一八七八)以後に小休、宿泊などをした場所であ

表2「鉄道開通後の聖蹟一覧」

明治	月	日	宿泊地
24	5	21	平尾清一郎(大東館)
28	5	29	同
30	8	22	県会議事堂
31	11	20	同
35	11	18	静岡御用邸
36	5	10	同
36	11	18	同
38	11	14	同
38	11	18	同
41	11	19	同
43	11	10	同
44	11	7	同

静岡県『静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告(特別号)第11集 明治天皇聖蹟』より作成

ある。さらに詳述すれば、明治元年と翌二年の計三度利用しながらも、聖蹟指定とはならず、むしろ一度のみの利用でも明治十一年以後のものが多い。

その理由としては、明治元年と翌二年に小休あるいは宿泊した本陣や脇本陣の多くがすでに廃業しており、指定当時の聖蹟の対象たりえなかったことが考えられよう。これは古谷の説明する「行在所たる建物は原位置がよく保存され指定に支障がないこと」に該当する。しかし、内実は簡単ではなかった。以下、静岡における聖蹟指定の背景を、西部地域から順次みてみよう。

第一章 新居・舞坂・浜松

明治天皇の静岡行幸は、大きく鉄道開通前と後に分けられる。鉄道開通前は、明治元年（一八六八）の東幸、同年の京都への還幸、明治二年の再東幸、明治十一年（一八七八）の北陸東海巡幸の一環としての県域行幸の四度あった。鉄道開通後は、明治二十四年、二十八年、三十年、三十一年、三十五年、三十六年（二度）、三十八年（二度）、四十一年、四十三年、四十四年の計十二度あり、すべて全国行幸の途次に静岡市に宿泊している。

静岡県域では、明治天皇の小休、野立、昼餐、宿泊などの場所が聖蹟とされていったのであるが、史蹟名勝天然紀

年物に指定された一一件の聖蹟はその一部であった。この傾向はほかの府県でも同様であり、たとえば東京の場合は、六七件中一五件⁽¹³⁾、神奈川の場合は、九三件に対して四件である⁽¹⁴⁾。史蹟名勝天然紀年物における明治天皇聖蹟の割合は、天然紀年物一五〇八件のうちの史蹟六〇三件中三七七件と多いのだが、指定されなかった聖蹟をふくめると、その数は全国で類推するに二〇〇〇件以上になるだろう。そしてこの二〇〇〇件のうちのいくつかには、指定されずとも石碑などが建てられ、場所によっては現在も残っていたり、新たに建てられたりしている。他方、まったく痕跡を失っているものもある。

静岡県域の八四件の聖域も同様であり、指定されなかった聖蹟で現在も碑が残るものもあれば、近年になって新たに設置された碑などもある。そしてもはやその跡を確定できない場所もある。そうした聖蹟の現状を意識しながら、昭和戦前期に行われた聖蹟指定の背景を考えてみたい。

まず、静岡県西部から見る。指定聖蹟の最西部は「①新居行在所及旧趾」である。新居町の本陣飯田武兵衛宅に、明治天皇は明治元年（一八六八）の東幸の際に昼をとってさらに宿泊した。その後も、続けて明治十一年（一八七八）の北陸行幸の帰路まで昼をとっている。飯田武平は飯田武兵衛本人であり、明治の新時代にあわせて改名したという。

そして、昭和八年（一九三三）六月六日に明治天皇聖蹟保存会によって発行された『明治天皇聖蹟 大阪行幸東京行幸之巻』（以下、『昭和八年聖蹟』と略す）には、

本陣飯田武兵衛の宅なり。武兵衛、後、武平と改む。宅は道の左側に在り。今、孫慶二家を継ぐ。明治元年御駐泊あらせられ、尋いで十二月十五日、二年三月十九日、十一年十月三十一日の三たび御昼餐所に充てさせらる。新居駅は素と東海道五十三駅中の本駅なりと雖も、当時行在所に充てたてまつるに足るの家なく、為に有司行程を変じて舞坂に御駐輦を乞ひしも聴されず、乃ち宮繕司をして新たに飯田氏の邸内に間口五間、奥行七間半の一字を建造せしめ、以て行在所と為す。と伝えられた。総経費は五〇〇円（明治初期に参議となった板垣退助の月俸と同額）。平屋瓦葺きの八畳二間であった。指定聖蹟が、浜名郡新居町と引佐郡奥山村の二ヶ所になっているのは、のち明治十八年（一八八五）に飯田と郡長松島吉平とが相談して、行在所を飯田宅のある浜名郡新居町から、「南朝の由緒」ある引佐郡奥山村の方広寺に移築したからである。

新居の飯田宅は今も残っており、その敷地内の庭に明治天皇行在所の碑がある。かつては木碑があったが、指定の二年後にあたる昭和十年（一九三五）に石碑となった。通

りに面していないので、碑の存在はあまり知られていない。ちなみに、当時の新居には、主に加賀藩や対馬藩が利用した疋田弥五助、將軍家、薩摩藩、長州藩が利用した疋田八郎兵衛、そして桑名藩、敦賀藩が利用した飯田武兵衛の三つの本陣があった。飯田武平の曾孫にあたる飯田純男氏が言うには、武兵衛は勤皇の志高く幕末には京都で三条実美や岩倉具視らとともに活動したことがあった。⁽¹⁵⁾ そうした「勲功」があつて、飯田本陣が選ばれ、わざわざ邸内に行在所を新築させたようだ。昼餐をとって泊まったのだからかなり長時間滞在した。飯田は明治四年（一八七一）に本陣を廃業したが、明治天皇は明治十一年（一八七八）にも昼餐に立ち寄った。「館主飯田武平勤王の志あるを以て、特に賜物を厚くせしめたまひ⁽¹⁶⁾」と伝えられる家であった。その後、明治二十五年（一八九二）に改築、郵便局や薬局など家業を変えて、今も現在地にある。しかし、純男氏を継ぐ子孫たちは新居を離れて独立した生活を営んでいる。ところで、明治天皇が静岡県域に入った第一歩は白須賀宿である。しかし、聖蹟指定はなかった。白須賀宿では本陣大村庄右衛門宅に、東幸、還幸、再東幸の三度小休した。「白須賀御小休趾」は「後幾たらずして家屋は売却せられ、宅地は今、町役場其の他に分割せらる」と『昭和八年聖蹟』に写真入りで紹介されるが、すでに聖蹟としての保存

状態が十分でなかった。

また、白須賀には潮見坂の名勝がある。明治元年の明治天皇の野立所であり碑も建った。「御輦を駐めて渺茫大洋を遠望あらせられし所」⁽¹⁷⁾、「始めて太平洋を望みたまふ、中世以後、歴代の天皇多く京都を出でさせられず、巨浪掀翻、浩渺無限の壯觀に接したまふは蓋し此を以て権輿とせらる」⁽¹⁸⁾と伝えられ、天皇にとつても記念すべき場所であった。しかし、ここも指定されなかった。潮見坂は、かつて徳川家康が茶亭を建て、武田勝頼を滅ぼして尾張に帰る途中の織田信長をもてなした場所でもあった。明治十一年の時は、三浦惣治郎宅で小休止し、馬車から輿に乗りかえて潮見坂を下り、再び馬車で浜松方面に向かった。⁽¹⁹⁾こうした場所こそが後世に残る史蹟としてふさわしいように思われるが、すでに著名な史蹟であつたためにかえつて敬遠されたのかもしれない。

新居宿から浜名湖を渡つた対岸の「② 舞阪御小休所」も指定された。『昭和八年聖蹟』には、

本陣宮崎伝右衛門の宅なり。道の左側に在り。今會孫直之助家を繼ぐ。明治元年十月二日、十二月十五日、二年三月十九日、十一年十月三十一日の四たび御小休あらせらる。御座所は八畳上段にして、次室六畳之に属す。門あり。皆旧形を維持す。

とある。東幸の際、舞坂には泊まるに「足る家」がなかったとも記されている。明治天皇は東幸以後四度とも宮崎本陣に小休したが、『明治天皇紀』の記述は、「辰の刻舞阪に御上陸、本陣宮崎伝左衛門の家に小憩したまひ」(明治元年十月二日)、「舞阪駅に御小憩ありて後、舞阪より渡船に御し浜名湖を渡りたまふ」(同年十二月十五日)、「御船須臾にして舞阪に達す、御上陸、御小休の後啓蹕」(明治二年三月十九日)、「舞阪に御上陸」(明治十一年十月三十一日)と簡素である。『昭和十二年聖蹟』には、「(四度の)御小休所となりたる処にしてよく旧規模を存せり」とあり、さらに保存された小休所、庭の松、当時の門、小休所の図面が掲載されている。聖蹟指定は昭和十年(一九三五)十一月二日で、静岡県域では早いほうであつたが、保存状態が良いこと以外、指定の理由がみあたらない。

なお、その後、宮崎本陣の子孫は皆東京に出てしまい、現在は本陣跡の碑があるばかりだ。本陣と道路の反対側にある脇本陣のほうは、現在は舞阪市指定文化財となり一般公開されている。「舞坂宿には天保九年(一八三八)建築の、旧脇本陣「茗荷屋」の書院棟の上段の間が現存。旧東海道では唯一とされる脇本陣遺構を後世に伝えようと、平成九年に建物が復元された。間口五間、奥行十五間の二階建である」とい⁽²⁰⁾。いわゆる「ウナギの寝床」である。指定前

の聖蹟にもならなかった脇本陣の一部が現存して公開されているところに、歴史のアイロニーがあるのかもしれない。

ところで、白須賀から舞阪を経て浜松までの間、明治天皇は潮見坂はじめ数カ所で小休や野立をしている。大倉戸村新田や篠原村、可美村増築^{ぞうち}の松並木である。『昭和八年聖蹟』に、大倉戸は「海浜の松林にして風光に富みしが、其の後海岸は漸次陸地となり、松林は拓きて畑と為せり。御野立の址も亦桑園と為り」とある。碑は旧街道の湖西市と新居町との境界に現在もあり、松並木も残っている。新居方面に少し行くと藤原為家や阿仏尼の碑もある。

おもしろいのは、可美村増築である。当時は一帯松林で馬方の五郎兵衛の所有であった。⁽²⁾ところが、現在ある碑は増築をさらに3km弱ほど浜松方面に向かった東若林にある。旧道で松も残るが自動車の往来が激しい道路でもある。その道路が三差路になる交通量の多い交差点の手前、南北に旧東海道を挟んだ「二つ御堂」と呼ばれる南堂の方の狭い敷地内に石碑がある。その建立は昭和四十二年（一九六七）十月三日。明治天皇東幸百年を記念したのだが、実際の野立所には土地を得られず設置できなかったのである。⁽²⁾

三番目は、浜松宿を過ぎて天龍川岸にある「⁽³⁾ 中町御小休陞」である。明治天皇は東幸、還幸、再東幸の際、浜松の本陣杉浦助右衛門宅に泊まったと、『昭和八年聖蹟』

にある。

助右衛門、後、彦惣と改む。明治元年十月二日、十二月十四日、二年三月十九日の三たび御駐泊あらせらる。宅地は間口十一間余、奥行四十間許、御座所は正室六畳にして、次室八畳之に属し、一間半の入側之を繞る。木戸孝允日記、元年十月二日の条に「此晚三等官並大洲侯山内公子を御前へ被為召賜酒餐行在所御狹隘実二天顔咫尺不能仰天盃ヲ拜戴シテ退席シ云々」とあり、光景想像すべし。家は東海道に面して東面し、南は諏訪大門通に面す。明治三年小野組（今廃す）に買収せられしが、尋いで七年火災す。後其の地を分割して三十五銀行支店外三人の所有と為す。

浜松本陣の杉浦助右衛門は明治天皇と間近に接する「光榮」を得たが、本陣は買収されて、さらに明治七年の大火に遭い、所有権も移ってしまった。そのため明治十一年の行幸で明治天皇は同地にある二十八国立銀行に泊まった。二十八銀行は、後に三十五銀行となり、現在の静岡銀行に合併される。家屋が焼失し、敷地が銀行などに移転したこともあったためだろう、杉浦本陣は聖蹟に指定されなかった。なお、幕藩時代の浜松には佐藤与左衛門、川口次郎兵衛、梅谷市左衛門など六つの本陣があったが、杉浦がもっとも古かったという。



「治河協力社跡の聖蹟碑」

いずれにせよ、浜松本陣は聖蹟に指定されず、その近傍では明治十一年行幸で小休した浜名郡中ノ町の「中町御小休趾」が指定された。『昭和十一年聖蹟』（表1「静岡県下明治天皇聖蹟一覧」参照）には「治河協力社」とある。治河協力社は、地元遠州地方の偉人として小中学校の社会科副読本にも掲載されている金原明善の設立した水利事業組織である。金原は天保三年（一八三二）に遠江国長上郡安間村（現・浜松市東区安間町）に生まれた。豪農であった父の跡を継いで浜松藩の代官職となり、維新後に区長となつた。維新後に天龍

川の治水や植林事業をはじめ窮民救済、出獄人保護などの社会事業を行い、数々の表彰を受けた。そして明治十一年（一八七八）に明治天皇が浜名郡中ノ町村の治河協力社に休憩した際に、夫人の玉城とともに拝謁し、

紅白縮緬各一疋（二反）を拝領した。この治河協力社は、天龍川西岸にある明治天皇玉座跡碑の場所にあった。玉座の碑は今もあり、その側にある説明板には「明治十一年十一月一日、北陸東海御巡幸の際当所でご休憩された。御座所は金原明善の設立に係る治河協力社の建物内で明善夫妻を御謁見された当時の建物は明治二十五年十月焼失し建物跡の前面に玉座迹の碑を建立した」と記されている。「中町御小休趾」は建物も焼失し、かつ行在所ではなかったにもかかわらず聖蹟に指定されたのである。その背景には、金原明善の存在が大きく影響していたと思われる。金原と皇室の結びつきは深く、金原の遺品などを保存する金原明善記念館には、明治天皇や大正天皇からの菊紋入り盃ほか、有栖川宮熾仁親王自製の茶器、昭憲皇太后直筆の歌、宮中に仕えた女官たちからの書簡、山岡鉄舟の書などがある。宮内大臣であった土方久元との交流もあった。『明治天皇紀』（明治十一年十一月一日）にもこうある。

午前八時浜松を發し、中野町村の治河協力社に憩はせらる、該社は天龍河畔にありて、長上郡安間村平民金原明善の組織する所なり、明善父の遺志を継ぎて天龍川治水に尽力し、家産数百万を挙げて其の費に供するのみならず、公共事業に出捐すること少なからず、仍りて明善夫妻を御前に召し、右大臣岩倉具視をして

褒辞を伝へしめ、特に紅白縮緬各一匹を賜ふ、具視更に明善の家に就きて夫妻を慰諭する所あり

『明治天皇紀』には、ほかに、慈善事業で表彰される金原の名が幾度も出てくる。もとは徳川方であったが、「人民救済には尊皇も佐幕もない⁽²³⁾」という立場が近代皇室にとって模範的な人材として顕彰され、皇室関係者の間での評価も高かったことが、聖蹟指定に結びついたと考えられる。しかも、指定されたのは戦争末期の昭和二十年二月二十二日であり、戦意鼓舞の意味が色濃くあったのかもしれない。

第二章 掛川・島田・静岡

掛川町南西郷村の山崎千三郎宅である「④ 掛川行在所」も意外である。『昭和八年聖蹟』には、山崎宅ではなく、小笠郡掛川町連雀七〇五の一の本陣沢野弥三左衛門宅が、掛川行在所（旧本陣）の平面図とともに聖蹟として掲載されていた。こうある。

本陣沢野弥三左衛門の宅なり。弥三左衛門、後、弥三に改む。明治元年十月三日、十二月十三日、二年三月二十日の三たび御駐泊あらせられる。家は掛川城大手門外に在り。宅地は表間口十六間余、奥行二十七間余、総坪四百五十七坪余あり。御座所は八畳上段にし

て、次室八畳之に属し、一間の入側之を擁す。明治十五年七月以後転々他人の有に移りしが、二十五年遂に火災す。今遠州銀行のある処、其の宅址なりと云ふ。

所有者が変わり火災も受けたためだろうか、聖蹟に指定されなかった。指定されたのは、明治十一年に泊まった南西郷の山崎千三郎宅である。『昭和十一年聖蹟』には、山崎家内部の「玉座の間」ほか「御座所外観」「使用の御浴槽」の写真や平面図が掲載され、拝領品や金銭出納簿抜粋なども記載されている。そして、「明治十一年北陸東海御巡幸の際同月一日行在所となりたる処にして主要部分はよく旧規を存せり」とある。保存状態がよかったのだ。

明治元年の東幸と還幸や、明治二年の再東幸よりも、明治十一年の巡幸で滞在した地が、指定聖蹟となった事例が多い。指定にあたり、明治二年までの東海道沿いの行幸は、その後のいわゆる全国巡幸とは異なるとみなされていたのかもしれないと思われるほどである。しかし、後に述べる三島の樋口本陣のように、東幸、還幸、再東幸の際のみ利用して指定された事例もある。そもそも、明治天皇が歴代天皇としてはじめて京都から江戸に向かった足跡にこそ、まさに歴史的な意味があったはずである。にもかかわらず、指定されなかった理由の一つには、聖蹟たるべき旧本陣の多くが廃業し保存されていなかったこともあろう。さらに

はそうした本陣のいくつかは、旧幕府側に対する情情的な傾倒が強く、新政府の諸政策に好感を持っていなかったなどの問題もあったろう。

一方、指定された山崎宅の当主である千三郎の維新後の行状は、新政府側に傾いていた。幕藩時代の山崎家は遠江国有数の富豪であり、掛川藩御用達、浜松・横須賀・相良藩の金子御用達などをつとめていた。維新後に掛川宿戸長となった。安政三年（一八五六）に生まれた千三郎は、明治三年（一八七〇）に家督を継ぎ、明治二十二年（一八八九）から明治二十八年（一九〇五）までは掛川町南郷村組合町村長として、掛川茶の海外輸出のための掛川銀行を設立して初代頭取になったり、東海道線の海岸經由に反対して掛川への誘致運動を行ったり、大井川疎水計画による水田灌漑を進めたりした。山崎は維新後の近代化を担う、地域の人材として活躍したのである。

『昭和十一年聖蹟』は、「遠州屈指の豪家」である山崎家が浴室や厠を修繕し、狭隘な道路を自費で修繕して馬車が通れるようにしたと伝える。そして、「唐草三ツ組木盃壺組」と「紅白羽二重二匹」が下賜されたとあり、山崎家が明治天皇を迎えるために積極的な努力をし、褒美をもらったことがわかる。

ところで、明治天皇が山崎宅を出る時に、岡田良一郎な

る人物に褒美を与えている。『明治天皇紀』（明治十一年十一月二日）には、こうある。

平民岡田良一郎を召して天顔奉拝を賜ひ、且右大臣岩倉具視をして褒辞を伝へしめ、羽二重二匹を賜ふ、良一郎の父故岡田佐平治、義田を起して窮民を賑恤し、報徳社を立てて公益を論究し、其の遺徳闔国に流伝す、良一郎亦其の遺志を継ぎて能く人を愛す

岡田良一郎の父岡田佐平治は二宮尊徳直系の報徳社を築いた人物であった。良一郎も尊徳から「遠州の小僧」と可愛がられ、明治九年（一八七六）に遠州報徳社二代目社長となった。その後、全国の報徳社が統合されて大日本報徳社となり、掛川に本部が置かれる。昭和五年（一九三〇）、昭和天皇が掛川の大日本報徳社を行幸した際には、良一郎を継いだ長男良平が案内役となった。この時の宮内大臣が一本喜徳郎、侍従次長が河井弥八である。ともに掛川出身で、一本は良一郎の次男、河井は一本の後輩である。山崎宅の聖蹟指定の背景には、こうした皇室との結びつきの深さがあったのだろう。

ところで、どうして『昭和八年聖蹟』には山崎宅が掲載されなかったのだろうか。同著の刊行は昭和八年（一九三三）六月六日、編纂代表者は明治天皇聖蹟保存会副会長の井上清純である。井上は海軍大佐（予備役）で、貴族院男

爵議員であつた。昭和十年（一九三五）には貴族院本會議で菊池武夫らとともに美濃部達吉の憲法学説を天皇機関説として攻撃した人物でもある。この美濃部攻撃の背景には美濃部が師事した一木を宮中から排斥しようとする政治的陰謀があつたともいわれており、実際、一木や河井は種々の攻撃を受け宮中の要職を追われてしまふ。こうした一木と井上の憲法観の違いが、聖蹟指定問題にも反映していたのではないか。

五番目の「⑤ 島田行在所」も、指定されたのは本陣ではなかった。島田は大井川の川越の宿であり、雨が降れば逗留も長くなる。そうしたこともあつて、本陣は、西から上本陣村松九郎治、中本陣大久保新右衛門、下本陣置塩藤四郎と三つあつた。明治天皇は、東幸、還幸、再東幸の三度は上本陣村松九郎治で、明治十一年（一八七八）の時に秋野平八宅に泊まつた。

不思議なことに、『昭和八年聖蹟』には本陣村松も秋野宅も掲載されていない。『昭和十二年聖蹟』に、はじめて秋野宅が指定聖蹟として掲載され、「指定 昭和十年十一月二日 文部省告示第四〇〇号」とある。そして「建物 明治初年の建築にして玉座の間は其当時の儘なり」「当時の御模様 御着一週間前より関係官多数出張あり、家族は別宅に移さる、当日迄準備は皆官にて行ふ」「明治十一年

の北陸東海御巡幸の際、十一月二日御昼餐を召されたる所にしてよく旧規模を存せり」などがある。秋野家は、「御紋章入三組御盃一組」「御膳御下り御器」「御玉箸」「白羽二重一反」「御下賜金二十五円」「行在所の札」などを下賜された。

何故、明治元年から三度も小休した本陣の村松九郎治宅が省かれ、明治初年に建築された秋山宅が聖蹟に指定されたのか。『昭和十二年聖蹟』にも『明治天皇紀』にもめばしい記事はない。

とはいえ、秋野平八は志太郡島田町大津通（現・島田市）にて酒造りをしており、維新後に戸長を務めた。その長男の橘太郎は明治十九年（一八八六）に資本金三五万円の島田銀行（のち西駿銀行、浜松銀行となり現・静岡銀行）を創設し、県議員、志太郡会議員として活躍した。雪香の号で書や俳句をたしなむ文人としても知られた。橘太郎の弟萬次郎は島田町長、長男雅太郎も志太郡会議員として地方行政に尽くした。また、孫の三千男も島田町会議長などに就任し、昭和戦後は経済復興のため日本茶の海外輸出を推進したり、島田信用金庫会長などを務めたりし、産業功勞の藍綬褒章を授与した。さらに、三千夫の長男、つまり平八の玄孫である寿三夫氏も静岡銀行営業渉外部長、島田信用金庫理事長となった。維新後から戦後まで島田の政治経済



「金谷台の聖蹟碑」

を担ってきた家系であった。大津通りにある秋野家宅の前には、現在も明治天德行幸の碑があり、邸内にはかつて明治天皇が休息した部屋が残る。⁽²⁴⁾

なお、掛川から島田にかけて、指定されなかった多くの聖蹟があり碑も残る。日坂は東海道三大難所の一つであり、佐夜鹿（小夜の中山）などは歌枕の地として知られ現在も西行の歌碑などが残る。日坂では本陣片岡金左衛門宅に小休した。「明治二年頃より酒造業を営みしが、数年にして家産を失ひ、尋いで小学校として買収せらる⁽²⁵⁾」とある。佐

夜鹿は本陣小泉忠左衛門宅で四度すべて小休した。

「御座所は八畳六畳二室より成れる萱葺の離座敷なりしが、鉄道開通の後、貫名、袋井、掛川等に転々移築せらる」とあり、宅地も所有者を変え「明治天皇御小休趾」の標木だけ

があつた⁽²⁶⁾。日坂や佐夜鹿が指定されなかったのは、古来有名すぎる史蹟であつたためかもしれない。

さらに金谷では明治天皇が富士山を望んだ金谷台に碑がある。「昭和八年聖蹟」には、「金谷町より山路十余町の間、役夫二十人及び牛二頭を用ゐたるが、金谷尋常高等小学校児童五百人も亦努力を以て之に奉仕せり」と記され、「金谷台御野立所趾」の碑と「金谷台より眺めたる富士山」の写真が掲載されている。六尺（約二メートル）の高さの金谷台の碑は現在もあるが、その前は雑木林となり、富士山は見えない。すぐ脇に芭蕉句碑がある。富士山を望む絶景の金谷台であるが、眺望以外、国民教化のための意味がなかったからだろうか、聖蹟には指定されなかった。

金谷台から石畳の坂道を下りると金谷宿に着く。金谷宿では本陣佐塚佐次右衛門宅に東幸、還幸、再東幸の三度小休した。うち二度は昼をとった。明治十一年には山田治三郎宅に小休した。金谷には大井川渡河前の宿として、柏屋（河村八郎左衛門）、佐塚屋（佐塚佐次右衛門）、山田屋（山田三右衛門）の三つの本陣があつた。「金谷には三つの本陣があつたが、今も地元に残るのは私の所だけです」「屋敷が大きかったので、本陣廃止後、尋常小学校の建物となつて、祖父は二代目の校長になりました。その縁で今は書店を経営しています」と佐塚本陣の子孫である佐塚照夫氏は語る。

そして、「旧本陣で今も地元にある家は、全国⁽²⁷⁾の五街道でもそう多くはないです」「維新と戦後の農地解放でやられました」と、旧本陣家の東幸後の歩みを回想する。

佐塚家には幕末期の宿泊者名簿や明治天皇の大井川渡河に関わる資料が保存されている。明治天皇から拝領した盃や下賜金⁽²⁸⁾ののし袋も残る。金谷台の碑の建立にも尽力したという。しかし、佐塚本陣も山田本陣も聖蹟には指定されなかった。『昭和八年聖蹟』には、佐塚本陣が掲載され、明治十一年と明治三十三年の二度の火災を経て焼失し、宅地の一部が静岡銀行支店に売却されたことが記されている。

島田から静岡にかけても、小休、野立、宿泊の場所がある。藤枝本陣の村松伊右衛門宅、岡部本陣の内野九兵衛宅、宇津ノ谷峠の石川忠左衛門宅（羽織屋）、丸子本陣の藤波市郎右衛門宅（米屋）、弥勒（安倍川橋前）の宮崎五郎左衛門宅などである。これらも『昭和八年聖蹟』に写真付きで掲載されながらも、指定はされなかった。その多くが、「火災」「分割買収」（村松宅）、「毀撤」「改造」（内野宅）、「朽腐」（石川宅）、「建物は今はない」（宮崎宅）という状態であった。「一部現存」（藤波宅）もあるが、各家々がすでに鉄道開通後に幹線から遠く離れた道筋となつてしまい、衰退する一方であった⁽²⁹⁾。また、羽織屋には豊臣秀吉が小田原城攻めの後に、戦勝祈願をした当主石川忠左衛門に羽織を

下賜したという逸話がある。しかも、徳川家康が鷹狩りの際にその羽織を見て茶碗を贈り、そのため通行する諸大名が立ち寄ったという幕府ゆかりの家である。丸子や安倍川も「とろろ汁」や「安倍川餅」で知られた五十三次の名所であり、そうした幕藩時代の印象が強く残る地であった。そうした複合的な理由もあって、聖蹟指定が敬遠されたのではなからうか。明治天皇が通過したという理由のほかに、新時代の到来を象徴するものが必要だったのだろう。

六番目の「⑥ 静岡行在所」（県会議事堂）と七番目の「⑦ 静岡御用邸」も意外であるが、当然ともいえる。意外というのは、鉄道開通前には立ち寄っていない場所であるにもかかわらず、後者はいち早く昭和八年（一九三三）に指定されたからである。明治天皇の静岡市滞在は、表1「静岡県下 明治天皇聖蹟一覧」と表2「鉄道開通後の聖蹟一覧」に示したように、明治元年（一八六八）の還幸の際に本陣小倉平左衛門に泊まったほか、明治十一年（一八七八）以後に平尾清一郎宅（大萬のち大東館）に三度宿泊しただけである。つまり、東幸と再東幸の際には、静岡市（府中）ではなく隣町である江尻の寺尾与右衛門宅に泊まったのである（現在は静岡市清水区）。旧徳川幕臣が多く、不安定な政情だったので、静岡市内での宿泊を避けたとみられている。当然というのは、旧幕府の影響の強い本陣や脇

本陣の系統よりも、新政府になってから建設した県会議事堂、静岡御用邸のほうが、京都の聖蹟としてふさわしいからだ。明治天皇は明治三十年（一八九七）と翌三十一年に県会議事堂に、それ以後は明治三十三年（一九〇〇）に設置された静岡御用邸に泊まったのである。静岡御用邸は昭和五年（一九三〇）に廃止され、御殿以外の建物や敷地は静岡県に移管されていた。昭和二十年（一九四五）の静岡大空襲で焼失し、現在は静岡市役所がある。

ちなみに、『昭和八年聖蹟』には、静岡市伝馬町の本陣小倉平左衛門宅と、小休した国吉田の本陣稲葉源右衛門宅、江尻町の本陣寺尾与右衛門宅の図面や写真が掲載されている。小倉宅は「明治五年頃、今の伝馬小学校の前身たる天街^が学校の校舎に用ゐられしが、数年にして毀撤す。宅地は佐々木直三郎の所有に帰せり」とある。稲葉宅は「御座所に充てさせられたる建物は、明治三十年頃改築の際毀撤すと云ふ」とある。ともに、保存状態は悪かった。寺尾宅は「御座所は上段八畳にして、次室十畳及び八畳之に属し、一間半の入側之を擁す。旧と西南に面せしが、後改めて東北面と為す」とあり、改修され保存されていた⁽³⁰⁾。

第三章 興津・由比・三島

八番目の「⑧ 興津行在所」は清見寺である。明治天皇

は、興津では明治元年の東幸還幸の際に本陣の手塚十右衛門宅で小休と昼餐をとったが、翌明治二年以後は清見寺で小休、昼餐をとるようになった。

『昭和八年聖蹟』には、手塚本陣と清見寺の双方が掲載されている。手塚本陣については、こうある。

明治十六年頃売却せられ、宅地は今、望月半十郎以下三人に依りて分割買収せられる。現に同地の旅館水口屋に在る中門は、旧と手塚氏の宅に在りしものにして、一時に江尻町の某氏に帰せしを、前年購ひ移したるなりと云ふ。御座所の址は、今、水口屋の地域に入りりと云ふ。

手塚家は「時世に戸惑い、それを憎んで本陣を閉め、古く美しい部屋がかびくさくなって行くにまかせた⁽³¹⁾」ともいわれる。この手塚本陣の衰退によって水口屋が栄え、聖蹟に指定された興津行在所跡は水口屋敷地となった。水口屋は明治期には清見寺に宿泊した皇太子嘉仁（大正天皇）の食事を用意したり、大正昭和期には元老西園寺公望に会見に來た政治家などの滞在先ともなり、戦後には昭和天皇が宿泊するまでになった。しかし高度成長期のバイパス建設などの影響で幹線から離れ宿泊客を減少させて廃業となった。現在はフェルケール博物館別館の水口屋ギャラリーとなっており、かつて水口屋に滞在した皇室関係者や来客者

の遺品や食器類などが展示されている。

一方、清見寺について、『昭和八年聖蹟』は、「今に旧観を変えず」と記す。『昭和十二年聖蹟』も「主要部分はよく旧軌を存せり」と、その保存状態の良好さを伝える³²⁾。

清見寺は徳川ゆかりの地であるが、古来の名利でもあり、それだからこそ聖蹟として指定されたともいえる。興津には元老西園寺公望のみならず、明治の元勳井上馨、伊藤博文の養子博邦、松方正義の別邸もあって、同地に聖蹟を指定することの意味はあった。皇室との縁も深く、昭憲皇太后、皇太子嘉仁（大正天皇）はじめ有栖川宮ら皇族も滞在している。現在も、清見寺の門前には皇太子嘉仁遊泳の碑があり、奥には玉座と御真影が残る。とはいえ、玉座は菊紋ではなく葵紋である。戦後の象徴天皇の時代になって、皇室よりも旧来の徳川家との関係が深まっているようにみえる。

九番目は「⑨ 由比御小休所」である。由比では本陣由比郷右衛門で東幸、還幸のほか、明治十一年にも小休した。清見寺から由比に至るには薩埵峠の難所を越えなければならぬ。そのため、途中、間の宿の倉沢でも、東幸、還幸、再東幸、明治十一年巡幸の四度とも川島幸七宅で小休した。その並びには、徳川慶喜の赦免という密命を帯びて駿府（静岡）の西郷隆盛に会おうとした山岡鉄舟をかくまった

とされる望嶽亭もある。しかし、由比が聖蹟に指定された。『昭和八年聖蹟』には、川島宅についてこうある。

御座所には八畳二室を以て之に充てたてまつれり。今猶旧形を失わず。今、養子幸七家を継ぎ、雜貨商を営む。此の家、東に海を隔て、遠く伊豆半島の翠微を望み、富士山其の左方に雄抜し、風光絶佳なり。他方、由比本陣については、こうある。

御座所は其の後朽腐保存に堪へざりしを以て、明治二十三年頃遂に毀撤し、今型して蜜柑畑と為す。当時の庭園の一部今尚存し、樹齢数百歳を算する榎あり。聖蹟に指定されたのは、御座所の残る川島宅ではなく、御座所はないが「樹齢数百歳」の榎のある由比本陣であった。雜貨商を営む間の宿の川島家と、「樹齢数百歳」の榎のある庭園を持つ由比本陣との経済格差が、聖蹟指定の可否を左右したのだろうか。なお、現在、旧由比本陣跡は由比本陣公園となり、天皇の行在所であった「御幸亭」は復元されて茶室などとして利用されるなど、「御座所跡」は貴重な観光資源となっている。

ところで、薩埵峠の難所はあるが、興津と由比は隣接する宿場である。どうして興津のみならず、由比本陣をも聖蹟に指定したのだろうか。ほかの宿場と比較してもとくに大きな特色はみられない。『明治天皇紀』にも由比の具体

的な記事はなく、「三保の松原の勝景」(明治元年十二月十二日)、「西倉沢に到りたまへば、漁民魚を網し鮑を採るの状を天覧」(明治十一年十一月五日)と、由比周辺の記述のみがある。強いて考えれば、由井正雪の出身地と言われていることがあろうか。由井正雪は慶安四年(一六五二)の慶安の変にて徳川將軍家に反乱を起こして駿府にて自害したことで知られるが、さらには、南朝の忠臣楠木正成の子孫である正辰に軍学を学んで自ら「楠木正雪」と名のつて軍学塾を開いていたことがあった。そうした尊皇の流れが意識されていたとみると理解できなくもない。「⑨ 由比御小休所」が聖蹟に指定されたのは昭和十六年(一九四一)十二月十三日、太平洋戦争開始直後のことである。そうした時代状況が背景にあったのではないか。

由比から蒲原、吉原、原、沼津を経て三島まで、明治天皇一行が富士山の眺望を楽しんだ道筋だが、指定された聖蹟はない。『昭和八年聖蹟』には、蒲原の平岡本陣が掲載されているが、「家屋は朽腐甚しきを以て、大正四年二月遂に之を毀徹す」⁽³³⁾とある。また、「金のあるのは由比本陣、屋敷の広いは蒲原本陣」の俚諺も紹介されており、あるいは、由比本陣は「金がある」ので指定されたのかとも思われるが、維新当時のことであるし、「屋敷が広い」から指定されることもありうるので、根拠は弱い。

『昭和八年聖蹟』には、ほかに富士川岩淵の脇本陣斎藤億右衛門宅(「其の半を割きて売却」)、元吉原田中田野立所(今湮滅す)、柏原村本陣の浮島理右衛門宅(火災す。址、今犁して畑と為す)、原の助兵衛新田野立所(助兵衛新田の名を以てす。然るに郷人之を称するを嫌忌す。乃ち明治四十一年六月遂に改めて桃里と字す。蓋し桃実を産するを以てなり)、原本陣の渡辺平左衛門宅(「家屋は後壊徹せるも、庭園は今に至りて猶旧態を存す。当時の玄関なりしと称するもの、今、白隠禪寺に遣れり」)、喜瀬川橋下の野立所(「天城箱根の連山を望み、富士愛鷹の雄峰を背にし、甚だ風光に富めり」⁽³⁵⁾)などがあるが、どれも聖蹟に指定されなかった。なかでも興味深いのは、沼津本陣については写真掲載がなく、記述も片浜村小諏訪の野立所の補足として書かれており、こうある。

小諏訪御野立所の東三十町許、沼津市に御小休所あり。本陣清水助左衛門の宅なり。(中略)明治元年十月七日、十二月十一日、二年三月二十四日の三たび御小休あらせられ、殊に元年十月及び二年には御昼餐を取らせらる。家屋は明治五年頃より現今の沼津第一小学校の前身たる明教舎の校舎に用あられしが、十一年の大火に類焼し、尋いで郵便局の敷地と為りしことあり、後再び火災に罹り、今は街道に面する処には肆店数戸軒を並べ、其の背後は校書の巷と化せり。

沼津本陣跡の周辺は「校書」すなわち「芸妓」の巷となっており、『昭和八年聖蹟』を編纂した井上清純ら聖蹟保存会もふさわしくない状態とみたのだろう。

様々な理由が混在していたのであるが、聖蹟に指定されたのは沼津の隣宿である「⑩三島行在所跡」であった。三島では東幸、還幸、再東幸の際に本陣樋口伝左右衛門宅に宿泊した。明治十一年の際には三嶋大社に臨幸して、樋口本陣と道路の反対側にある本陣世古太夫宅に泊まった。『昭和八年聖蹟』は樋口本陣を、こゝろ紹介する。

御座所は十畳上段にして、次八畳之に連なり、更に之に連なりて八畳上段あり、二つ上段と曰ふ。三十畳の入側ありて是等三室を擁す。今諸建物皆廢し、苑池存す。苑中一亭樹あり、六畳一室にして、床の間あり。三方に廊を付す。坐して窓外に富士山を望む。故に名づけて不二亭と曰ふ。伝へて御東幸の当時新たに造れるもの、宸憩を賜ふ所と曰ふ。山階宮晃親王、曾て此に通じたまひて、和歌一首を賜ふ。(中略)當時の門の円明寺に移築せるものあり、旧形を存すと云ふ。

『明治天皇紀』(明治元年十月七日)にも樋口本陣について、「三島駅に着御、本陣樋口伝左衛門の家を以て行在所に充てたまふ、内侍所は三島神社拝殿に奉安す、行在所は最も富士山を望むに適す、亭あり、不二亭と名づく」との記述

があり、さらにこう続く。

行在所近く三島神社あり、仍りて官幣使神祇官判事植松雅言を遣はして代拝せしめ、金幣二千疋を奉幣したまふ、又府中(駿河)藩主徳川家達の管内御休泊の設備、輦道の警備等指揮宜しきを得たるを賞したまふ、是の日、旧葦山代官江川太郎左衛門(英武)、駿豆両国の境上に郊迎し、先駆して三島駅に至る、太郎左衛門は夙に大義を弁じ、速かに帰順して其の傾葵の誠を見はす、乃ち物を賜ひて之を賞し、其の家譜を上らしめたまふ(以下略)

三島では内侍所を樋口本陣ではなく三島神社に置いて、神祇官を代拝させた。そして樋口本陣では、静岡管内を無事に通過した論功行賞を行ったのであった。駿河藩主の配慮や旧葦山代官の帰順を得て、新政府側が安堵した重要な地であった。駿河藩初代藩主の徳川家達は当時数え六歳であった。

明治十一年には世古本陣に泊まる。『明治天皇紀』(明治十一年十一月六日)には「午後四時伊豆国三島に着御、直に官幣大社三島神社に幸して御拝あらせらる、其の儀例の如し、尋いで同地行在所(世古太夫の家)に入りたまふ」とある。何故、この時、樋口本陣ではなく世古本陣に換えたのかは明確でない。

そもそも、世古本陣は三島の一の本陣であつたが「佐幕派のため新政府から敬遠されていた」⁽³⁶⁾とされる。世古六太夫は幕末には本陣や飛脚運送業などに従事し、対立する幕府と官軍との間で苦勞した。維新後は、実業家として三島の發展に尽くし、学校や郵便局の設立に貢献する。そうした世古家を新政府がとりくむ意図があつたのだらうか。とはいへ、世古家は明治二十八年（一八九五）に三島を離れて沼津牛臥に旅館「三島館」を建てている。旧本陣の建物は明治三十年（一八九七）ごろに取り壊され、門は柱を短くして近在の長円寺に移築された。

一方、二の本陣である樋口本陣は同地に留まつた。樋口本陣の「不二亭」と呼ばれた御座所には、明治天皇のみならず昭憲皇太后や有栖川宮熾仁親王らも滞在し、「富士の眺望と四辺の風物の雅致とを深く」めでたという。⁽³⁷⁾この不二亭は、保存のため昭和二十七年（一九五二）に三嶋大社境内に移築されている。分家で現在同地で化粧品店を営んでいる樋口純一氏によれば、「樋口本陣跡の裏の空き地で、子どものころよく遊びましたね。『聖蹟』と呼ばれてました」と回想している。明治十一年に滞在しなかつた樋口本陣が指定されたのは、静岡県県の聖蹟としては例外的であつた。しかし、三島には三嶋大社があつて聖蹟指定の場としてふさわしく、さりながら明治十一年に滞在した世古本陣

と新政府との関係が思わしくなかつた結果、樋口本陣の指定になつたようにも見える。少なくとも皇室ゆかりの「不二亭」の存在は大きかつたろう。『昭和十一年聖蹟』には、不二亭と皇室とのゆかりの深さが詳述され、さらに大正八年（一九一九）に臨時帝室編修局が、昭和三年（一九二八）に維新史料編纂事務局が、それぞれ不二亭の史料を調査したことにふれ「当所は畏くも明治聖帝の地方行在所に関する御縁故深かりしを以て多分之を記録の中に交へ永く御遺跡を顕彰するの意図であらう。果たして然らば当所は⁽³⁸⁾諸に付すべからざる歴史上の記念地である」と記されている。むしろ、なぜ、明治十一年に樋口宅でなく世古宅に滞在したのが氣になるところである。いずれにせよ、昭和二十年二月という遅い時期の指定だったことは、三嶋大社の存在が戦争末期になつて俄にクローズアップされたようにもみえる。

最後は「⑪ 三ツ谷新田御小休所」である。三島から箱根へは急坂であり、明治天皇も坂の途中で幾度か小休、野立をしており、そこが聖蹟となつて、現在もいくつかの碑が残る。その中で、文部省の指定聖蹟となつたのは、明治十一年に小休した三ツ谷学校である。『明治天皇紀』（明治十一年十一月七日）には「三ツ谷新田・山中新田を過ぎ、里許にして神奈川県に入り」と、具体的記述はない。『明治



「松雲寺の聖蹟碑」

山中新田・石割坂に御小休」とのみある。

『昭和八年聖蹟』では、山中新田野立所（七兵衛見晴）と山中新田野立所（施行平）の碑の写真と説明がある。そして補足として、三ツ谷新田の内藤伊左衛門宅（富士見屋）と山中新田の本陣広野助左衛門宅（笹屋）について記述がある。内藤宅は「農を業とし、旁ら茶店を営む」「今、曾孫君太郎家を継ぐ」「三たび御小休あらせらる。建物は爾後火災に罹ること三たび、今湮滅す」とある。広野宅は「四たび御小休あらせらる。鉄道開通の後、旅宿業を廢し、

天皇紀』の東幸、還幸、再東幸における三島と箱根の間の記述はみな簡素で、それぞれ「三ツ谷新田・山中新田・石割坂を経て箱根駅に着御」「石割坂・山中新田・三ツ谷新田に宸憩の後、申の半刻三島駅に着御」「三ツ谷新田・

尋いで藤沼フジの所有に属す。家屋は明治三十二年大風に遭ひて倒潰せり」とある。三ツ谷学校についての記載は一行もない。

三ツ谷学校跡には、現在も「明治天皇史蹟 松雲寺」の石碑がある。境内には明治天皇御腰掛石があり、「陛下はこの石に御腰掛けになられ富士の霊峰を眺められたと伝えられる。小車のをすまきあけてみつるかな朝日輝くふしの白雪（御製）」と記されている。今も、雲がなければ腰掛石の前方に雄大な富士山が見える場所だ。

この松雲寺が明治六年（一八七三）から明治四十三年（一九一〇）までの三十七年間、三ツ谷学校であった。二十九世住職の日祥が教鞭をとり、いわゆる寺子屋のような教育をしたのである。それが現在の市立坂小学校となった。⁽⁴⁰⁾

松雲寺は幕藩時代には寺本陣として知られた。「松雲寺の縁起」によれば、正保元年（一六四四）に松雲院日明が開山し、明暦二年（一六五六）に創設した。尾張家や紀伊家をはじめ参勤交代で街道を往還する西国大名たちの休息所となった。宝暦十三年（一七六三）に本堂や庫裏が改築され、朝鮮通信使（第十一回）の休息所となった。幕末には第十四代將軍家茂、第十五代將軍慶喜も休息している。おもしろい逸話としては、幕末に慶喜の助命嘆願のため京都に向かった輪王寺宮（のちの北白川宮能久親王）が泊まっ

ている。輪王寺宮はその後、定宿としていた三島の樋口本陣に宿泊しようとしたところ、官軍兵士で満杯となっており、松雲寺から先に進めなかった。そのため先鋒として三島に送った食器などをもどさせ、輪王寺は明け方になってようやく夕食をとった。こうしたいわくのある松雲寺（当時は三ツ谷学校）に明治天皇は休息した。その「お成りの間」は本堂奥に今もあり、戦前に小学校の奉安殿にあったという御真影が掲げてある。

ちなみに松雲寺の二軒隣がかつての富士見屋であり、今は民家だが子孫の内藤氏一家が住んでいる。昔は「富士山がよく見えるので茶を出した」という。⁽⁴⁾また、笹屋はさらに箱根方面に上った山中城址の間の宿にある。現在の山中公民館前の場所に藤沼富士の松葉屋があつたが、すでに空き地となっている。^(4b)

『昭和八年聖蹟』でも『昭和十二年聖蹟』でも注目されていなかった松雲寺であるが、建物が現存していたこと、民間の小規模施設ではなかったことなどが指定の理由となったのではないか。とはいえ、なにゆえに、三島本陣に続いて、松雲寺までも指定したのか判然としないが、「三ツ谷学校」の指定は、太平洋戦争開始の数日後にあたる昭和十六年（一九四一）十二月十三日である文部省告示八六〇号による。静岡市追手町の旧県会議事堂（⑥静岡行在所）

と旧由比本陣（⑨由比御小休所）をふくめた「三聖蹟」として、静岡県が文部省に申請していたものが認可されたのであった。翌昭和十七年一月十四日に、花島周一三島市長から松雲寺住職並びに檀徒総代宛に「現状の変更又は保存に影響を及ぼすべき行為は之を許可せざる事」の指令が下りた。⁽⁴³⁾すでに紀元二六〇〇年祭も終え、新たな世界戦争へ突入する時期にあたり、新たな国民教化施設として注目されたのである。御真影や奉安殿がある坂小学校の前身である「三ツ谷学校」の指定は、確かに戦時国民動員のための施設としては最適であった。前述した「⑥静岡行在所 県会議事堂」や、楠木を称した由比正雪の地元とされる「⑨由比御小休所 旧由比本陣」の指定もその文脈で考えると、興味深いものがある。

おわりに

静岡県域は、幕藩時代は明治新政府によって倒された徳川家の旧直轄地が多く、また東海道五十三次という幕藩時代の基幹街道が整備されてもいた。明治初期の行幸では明治天皇も徳川家の旧直轄地や東海道を何度も往復しながら、富士山をはじめとする絶景を眺め、各宿場に小休止宿泊した。そして、明治三年（一八七〇）に本陣が廃止され、明治天皇を接待した数々の本陣や脇本陣が消えていった。そ

のため聖蹟としての意味を持ちながら、指定されなかった旧本陣も多い。

静岡県域では明治天皇聖蹟保存会が刊行した『昭和八年聖蹟』や静岡県が編纂した『昭和十二年聖蹟』などが、静岡県域における明治天皇の足跡を書き残している。『昭和八年聖蹟』や『昭和十二年聖蹟』では総数八四件におよぶ聖蹟が調査され、文部省はそこから一一件を指定聖蹟とした。その指定に際して、「維新当時の勤皇の志」や「指定当時の皇室とのつながり」が重要な要素となっていた。

「① 新居行在所及旧趾」「③ 中町御小休趾」「④ 掛川行在所」「⑤ 島田行在所」「⑥ 静岡行在所」「⑦ 旧静岡御用邸」「⑧ 興津行在所」「⑩ 三島行在所」「⑪ 三ツ谷新田御小休所」などには、そうした要素が顕著にみられる。

結果として、天皇の史蹟としての本来の意義、たとえば歴代天皇として初めて遠州灘や富士山を見たという記念すべき碑は、重要視されなかった。しかも、天皇として初めて五十三次筋の各所に足跡を残しながら、聖蹟とならなかった場所も数多くある。そうした聖蹟外の足跡に、むしろ近代日本の元首としての明治天皇の意識の方向性が見えるものもある。たとえば、明治十一年（一八七八）の巡幸において、掛川に滞在した明治天皇は参議大隈重信に命じ

て、近隣の榛原郡相良付近の石油坑を視察させている。明治六年（一八七三）に日本初の機械掘をした相良油田である。太平洋岸唯一の産油地であるばかりでなく、ガソリンや灯油留分を多く含んだ世界でも稀に見る良質な石油（軽質油）であり、精製せずにランプ、発動機、自動三輪（自動車）などを動かせる高い純度があった。『明治天皇紀』（明治十一年十一月二日）には「近來坑口の数増加し、一箇月約二百石の産あり」と記されている。「二百石」は約三六キロリットル（年間四三二キロリットル）。明治十七年（一八八四）の最盛期には、約六〇〇人が働き、年間七二一キロリットルを産したという。近代エネルギー資源も視野に入れていた明治初期の皇室の姿が垣間見える。

一方、地域の側の問題として、聖蹟に指定された地にゆかりのある人びとの中には以後も皇室との深い人脈を形成して現在にいたる事例もある。「③ 中町御小休趾」の金原明善とともに地域の政治経済発展に尽力した平野又十郎は、静岡県西遠地域の銀行組織を築き、現在の静岡銀行の基礎を固めた人物である。浜松町利（現・浜松市利町）にある平野家の本邸には、明治以後、皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）はじめ賀陽宮、朝香宮、東久邇宮、久邇宮、閑院宮、三笠宮、李垠ら皇族や王族が滞在している。しかも、今上天皇が皇太子時代に一家で、昭和四十三年（一九六八）

から毎年のように浩宮（現・皇太子徳仁親王）の水泳訓練をかねて避暑に訪れていたのが、奥浜名湖の五味半島にある平野財団別荘であった。⁽⁴⁵⁾ 明治天皇の行幸以来の地方人脈が昭和戦後までつながっていたのである。そして島田行在所の秋野平八の玄孫にあたる寿三夫氏は、静岡銀行時代に平野又十郎の長男である繁太郎の秘書を務めていた。いわば「明治期におけるネットワーク型企業家グループ」⁽⁴⁶⁾の子孫としての人脈が連綿とつながっていた。

指定された明治天皇聖蹟は国民教化という目的をふくんだ政治的バイアスのあるモニメントとなったが、明治天皇の足跡そのものには明治以後の天皇家と地域との関係のあり方が集約されている。その関係のあり方から近代日本の地域社会構造の一面も見えてこよう。

註

(1) 官報六四三三五号。

(2) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究』（校倉書房 一九九七年）ほか、朴晋雨「天皇巡幸からみた天皇崇拜と民衆」（『日本史研究』三〇九 一九八八年）、同「明治天皇の聖蹟保存について」（『歴史評論』四七八 一九八九年）、佐々木克『幕末の天皇・明治の天皇』（講談社 二〇〇五年）などが、国民の精神統合に果たした聖蹟の役割を指摘している。

(3) たとえば、朴・前掲書や佐々木・前掲書のほか、滝沢繁

「北陸巡幸と民衆統治 上・下」（新潟史学会『新潟史学』二四号、二六号 一九九〇年～九一年）などがある。

(4) 高木・前掲書。

(5) 北原糸子「東京府における明治天皇聖蹟指定と解除の歴史」（国立歴史民俗博物館研究報告 第一二一集 二〇〇五年三月）。

(6) 寺崎弘康「明治天皇聖蹟顕彰運動の地域的展開」（横浜国際関係史研究会・横浜開港資料館編『GHQ情報課長ドン・ブラウンとその時代』日本経済評論社 二〇〇九年）。

(7) 打越孝明「明治天皇聖蹟の調査と研究（一）」（四）（『明治神宮国際神道文化研究所』『神園』二号～五号）二〇〇九年一月～二〇一一年五月、および同「明治九年の日光行幸と明治天皇聖蹟」（『大日光』八一号）二〇一一年五月。

(8) 北原・前掲書。

(9) 金子淳「『聖蹟化』と観光開発」（『歴史的環境の形成と地域づくり』二〇〇五年）。

(10) 北原・前掲書。

(11) 以下、表や本文における地名や人名は、同一でありながら表記が異なる場合がある。たとえば、「匹田」と「疋田」、「九郎次」と「九郎治」などである。これらは資料原文を尊重した結果である。また、「飯田武兵衛」は後に「飯田武平」と改名するが、こうした例もある。「舞阪」も旧名は「舞坂」である。適宜併記した箇所もあるが、確定しにくいものもあり、とくに統一しなかったものもある。

- (12) 『史蹟名勝天然紀年物』第八集一二号 一九三三年。
北原・前掲書。
- (13) 寺崎・前掲書。
- (14) 飯田武平の曾孫にあたる飯田純男氏からの聞き取り（二〇〇一年九月二日）。
- (15) 宮内省臨時帝室編修局『明治天皇紀 第四卷』（吉川弘文館 二〇〇〇年）明治十一年十月三十一日。
- (16) 前出・『昭和八年聖蹟』 七六頁。
- (17) 前出・『明治天皇紀 第一卷』明治元年十月一日。
- (18) 前出・『昭和十二年聖蹟』一六四頁。
- (19) 社団法人中部建設協会『東海道ルネッサンス 浜松・舞坂・新居』二〇〇八年。
- (20) 前出・『昭和八年聖蹟』八一頁。
- (21) 二〇一〇年九月三日の現地調査による。
- (22) 金原明善記念館主事の櫻井芳夫氏からの聞き取り（二〇一〇年一月九日）。
- (23) 静岡福祉大学教授山城厚生氏による秋野寿三夫氏からの聞き取り（二〇一二年四月二十五日）。
- (24) 『昭和八年聖蹟』 八六頁。
- (25) 同前・八七頁。
- (26) 佐塚本陣子孫の佐塚昭夫氏からの聞き取り（二〇〇九年十一月二十六日）。
- (27) 『昭和八年聖蹟』 八九頁。
- (28) 同前・九〇～九二頁。
- (29) 同前・九三～九四頁。
- (30) スタットラー『東海道の宿 水口屋ものがたり』（斎藤襄治訳 現代教養文庫 一九七八年）。

- (32) 『昭和八年聖蹟』 九五頁。
- (33) 同前・九七頁。
- (34) 同前。
- (35) 同前・九八～一〇二頁。
- (36) 三島市史編纂委員会『三島市史 中』（一九五九年）五九～六〇〇頁。
- (37) 同前・『三島市史 下』（一九五九年）九〇六～九〇八頁。
- (38) 樋口本陣分家の樋口純一氏からの聞き取り（二〇一〇年四月十一日）。
- (39) 前出・『昭和十一年聖蹟』（一三七～一四二頁）。
- (40) 松雲寺住職の小松康純氏からの聞き取り（二〇一〇年四月十一日）。
- (41) 富士見屋子孫の内藤みね氏からの聞き取り（二〇一〇年四月十一日）。
- (42) 現在の笹屋である藤原和夫・恵美子夫妻からの聞き取り（二〇一〇年四月十一日）。かつての笹屋（松葉屋）の位置については三島市坂郷土研究会『郷土のあゆみ』（一九九五年二月）一四八頁、参照。
- (43) 松雲寺所蔵「史蹟指定に関する件」（三島市役所「学第 二八号」一九四二年一月十四日）。
- (44) 平野静雄『平野又十郎家事要件録』（平野繁太郎 一九八九年）。
- (45) 小田部雄次『皇室と静岡』（静岡新書 二〇一〇年）。
- (46) 鈴木恒夫・小早川洋一「明治期におけるネットワーク型企業家グループの研究」（『学習院大学 経済論集』第43巻第2号 二〇〇六年七月）。

（静岡福祉大学社会福祉学部教授）